

連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する  
明細書

連 結 業 年 度	・ ・ ・ ・ ・	法人名	
-----------	-----------	-----	--

別表六の二(四)付表三 平十七・四・一以後終了連結事業年度分

連結法人名	区 分	・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・			
		試験研究費の総額に 係るもの ①	特別共同試験研究費に 係るもの ②	試験研究費の総額に 係るもの ①	特別共同試験研究費に 係るもの ②		
加入等及び 離脱等以外 の連結法人	発生前繰越額又は 当期控除額	1	外 円	外 円	外 円	外 円	
	翌期繰越額	3					
	発生前繰越額又は 当期控除額	4	外	外	外	外	
	翌期繰越額	6					
	発生前繰越額又は 当期控除額	7	外	外	外	外	
	翌期繰越額	9					
	発生前繰越額又は 当期控除額	10	外	外	外	外	
	翌期繰越額	12					
	発生前繰越額又は 当期控除額	13	外	外	外	外	
	翌期繰越額	15					
	発生前繰越額又は 当期控除額	16	外	外	外	外	
	翌期繰越額	18					
	発生前繰越額又は 当期控除額	19	外	外	外	外	
	翌期繰越額	21					
	小 計	発生前繰越額又は 当期控除額	22	外	外	外	外
		翌期繰越額	24				
	加入等をした 連結法人	事業年度又は 連結事業年度	25	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
		発生前繰越額	26	外 円	外 円	外 円	外 円
		当期控除額	27				
		翌期繰越額	28				
		事業年度又は 連結事業年度	29	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
		発生前繰越額	30	外 円	外 円	外 円	外 円
		当期控除額	31				
		翌期繰越額	32				
小 計		発生前繰越額	33	外	外	外	外
		当期控除額	34				
		翌期繰越額	35				
合 計		発生前繰越額 (22)+(33)	36	外	外 ④	外 ⑤	外 ⑥
	当期控除額 (23)+(34)	37					
	翌期繰越額 (24)+(35)	38					
	(36)の累積額	39	③	③+④	③+④+⑤	③+④+⑤+⑥	

離脱等をした連結法人の連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細

連結法人名	区 分	・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・	
		試験研究費の総額に 係るもの	特別共同試験研究費に 係るもの	試験研究費の総額に 係るもの	特別共同試験研究費に 係るもの
	発生前繰越額又は 当期控除額	40	円	円	円
	発生前繰越額又は 当期控除額	41			
合 計	発生前繰越額	42			

## 別表六の二（四）付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第4項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「発生額又は前期繰越額」の各欄には、前期のこの明細書のその連結法人に係る「翌期繰越額」の金額を移記します。
- 3 「試験研究費の総額に係るもの①」及び「特別共同試験研究費に係るもの②」の各欄の外書には、連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行った場合に、その分割型分割の日の前日を含む事業年度において措置法第42条の4第4項（繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定により法人税額から控除された金額を記載します。
- 4 「当期控除額」の各欄は、別表六の二四付表二の「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額9」に記載がある場合には、「発生額又は前期繰越額」の金額を移記します。  
 ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次の金額を記載します。
  - (1) 別表六の二四付表二の「総額方式分控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合」の各欄に記載がある場合
    - イ 最初の超過連結事業年度の「当期控除額」のうち「試験研究費の総額に係るもの①」……別表六の二四付表二の「 $(12) \times \frac{(13)}{(14)} - 15$ 」の金額
    - ロ 最初の超過連結事業年度の「当期控除額」のうち「特別共同試験研究費に係るもの②」……0
  - ハ 最初の超過連結事業年度前の各連結事業年度の「当期控除額」のうち「試験研究費の総額に係るもの①」……別表六の二四付表二の「 $(28) \times \frac{(29)}{(30)} - 31$ 」の金額
  - ニ 最初の超過連結事業年度前の各連結事業年度の「当期控除額」のうち「特別共同試験研究費に係るもの②」……別表六の二四付表二の「 $(32) \times \frac{(33)}{(34)} - 35$ 」の金額
- (2) 別表六の二四付表二の「最初超過連結事業年度控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合」の各欄に記載がある場合
  - イ 最初の超過連結事業年度の「当期控除額」のうち「試験研究費の総額に係るもの①」……別表六の二四付表二の「 $(16) \times \frac{(17)}{(18)} - 19$ 」の金額
  - ロ 最初の超過連結事業年度の「当期控除額」のうち「特別共同試験研究費に係るもの②」……別表六の二四付表二の「 $(23) \times \frac{(24)}{(25)} - 26$ 」の金額
  - ハ 最初の超過連結事業年度前の各連結事業年度の「当期控除額」のうち「試験研究費の総額に係るもの①」……別表六の二四付表二の「 $(28) \times \frac{(29)}{(30)} - 31$ 」の金額
  - ニ 最初の超過連結事業年度前の各連結事業年度の「当期控除額」のうち「特別共同試験研究費に係るもの②」……別表六の二四付表二の「 $(32) \times \frac{(33)}{(34)} - 35$ 」の金額